

令和8年9月1日
資金実行分から

【フラット35】



中古住宅融資が使いやすくなります！

○ご利用イメージ

NEW

中古住宅の購入費用
例：3,000万円



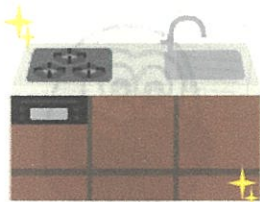
中古住宅の購入と
併せて行う壁紙や
水回りの交換費用
例：100万円



簡易なリフォーム
工事費用も
まとめて借入可能に

¥¥
3,100万円

○借入対象となる簡易なリフォーム工事



中古住宅の内装変更・設備設置のための工事

例

内装変更（壁紙交換、フローリング交換等）
設備設置（キッチン、洗面台、照明等）



※借入対象となる簡易なリフォーム工事は【フラット35】の適合証明の内容に影響を与えないものに限りです。
※柱位置の変更、間取り変更、床面積の増減、断熱材の交換等は借入対象となる簡易なリフォーム工事には該当しません。
※【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）での金利引下げは適用されません。
※割賦販売法（昭和36年法律第159号）による規制の対象とならないことが必要です。
※リフォーム工事の内容につきましては、請負契約書または注文書および注文請書にて確認させていただきます。



○お手順の流れ

住宅の
購入手続

売買契約



引渡し



リフォーム工事



入居

借入の
申込手続

借入申込

（売買契約書および
リフォーム工事の
請負契約書等を提出）

適合証明書の
提出

リフォーム工事
費用とまとめて

資金実行



工事の完了確認、入居確認

資金実行から2か月後の月末までに次の資料を提出
・リフォーム工事費用の支払が確認できる資料
・取得する住宅への入居が確認できる書類



※簡易なリフォームの工事費用を借入れの対象に含めた場合で、当該費用に係る工事の一部または全部を実施しなかったときは、実施しなかった工事に係る費用に相当する額を、繰上返済していただきます。
※適合証明検査はリフォーム工事前の1回のみです。リフォーム工事後の検査は不要です。

詳細は同封のチラシをご参照ください

新サービス「フラットすまい・るポイント」を開始！
【フラット35】で楽天ポイント  がもらえます！



●2026年度のフラットすまい・るポイントの特典内容

特典1 ご利用ありがとう特典

2026年10月1日以降に【フラット35】をお借入れの方に**最大15万ポイント**進呈

※申請期限はお借入日から6か月を経過する日

お借入金額	楽天ポイント 
500万円未満	2,000ポイント
500万円以上1,000万円未満	10,000ポイント
1,000万円以上2,000万円未満	20,000ポイント
2,000万円以上4,000万円未満	50,000ポイント
4,000万円以上6,000万円未満	70,000ポイント
6,000万円以上8,000万円未満	100,000ポイント
8,000万円以上	150,000ポイント

○ポイントはご契約ごとに進呈します。連帯債務の場合は、いずれかお1人がポイント進呈の対象となります。

特典2 お子さまご誕生特典

2026年10月1日以降の【フラット35】お借入れ後、
お子さまが誕生した方にポイント進呈

※申請期限はお子さまの誕生日から6か月を経過する日

お子さまお1人のご誕生につき
20,000ポイント進呈 

○申請の際は出生確認書類（※）を
ご提出いただきます。

※【フラット35】のお借入れ後に
お借入れされた方にお子さまが
誕生したことがわかる住民票または戸籍謄本



特典3 アンケートご回答特典

アンケートに
ご回答いただいた方に
ポイント進呈 



○アンケートは不定期で配信し、
進呈ポイント数はアンケート内容に応じて異なります。

詳細は同封のチラシをご参照ください

公式Webサイト SNS公式アカウント

【フラット35】や災害復興
住宅融資などの情報はこちら
からご覧ください。

【フラット35】
Webサイト



公式LINE



住まい再建
支援用LINE



公式
Instagram



カスタマーセンター

災害専用ダイヤル

【リ・バース60】ダイヤル

0120-0860-35 利用できない場合は
TEL048-615-0420

0120-086-353

0120-9572-60

営業時間：9時～17時（祝日、年末年始を除く）

営業時間：9時～17時（土日祝、年末年始を除く）

【返還先】住宅金融支援機構 北陸支店 営業グループ
〒920-8637 石川県金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル2階
TEL：076-233-4254（平日9時～17時）・Email:koubunsho_hokurikuchiikirenkei@ihf.co.jp

資料請求はご連絡ください



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構